公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 公有財産（工作物）について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 財産名称 | 種目 | 数量 | 取得金額 | | 外灯設備 | 照明装置 | 1 | 238,700円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） |
| 措置の内容 | | |
| 工作物の公有財産システムへの登録に関する認識不足により、建設当時にシステムに取得登録がされていなかったため、監査受検後、公有財産台帳への登載の手続を行った。  今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月５日）